

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

平成12年8月11日

宮城県公安委員会規則第9号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

(傍受令状等の請求をすることができる司法警察員)

第1条 県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条及び第7条第1項の宮城県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げるものとする。ただし、職務の性質により必要がないと認められる者については、この限りでない。

- (1) 県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官
- (2) 警察署に勤務する警視以上の階級にある警察官  
(名簿への登載)

第2条 前条の規定により指定を受けた司法警察員については、別記様式の傍受令状等を請求することができる司法警察員指定者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 前条の規定により指定を受けた司法警察員のうち、指定を解除された者については、名簿から削除するものとする。

附 則

この規則は、平成12年8月15日から施行する。

附 則（平成14年9月24日公安委員会規則第13号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成22年7月9日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成22年7月9日から施行する。

附 則（平成28年11月25日公安委員会規則第16号）

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の一部の施行の日（平成28年12月1日）から施行する。

